

平成30年度学校経営方針

伊勢市立港中学校

1 学校経営の方針

本校では、保護者・地域の方々や関係機関との連携のもと、重点課題として生徒指導の充実に取り組んできました。平成22年度からの7年間は、「誠実」を合言葉に、広い意味での生徒指導の充実を図り、問題行動への対処だけではなく、日々の学校生活を通して生徒たちに「より良い人生を歩むためにどうあるべきか」を考えさせる教育活動を行ってきました。言い換えれば、学習指導、生活指導すべてを含む生徒指導に継続して取り組み、当たり前のことを当たり前に行うことができる生徒、自分の将来を見据えて物事を考えられる生徒を育て、その中で人権感覚を養い、道徳心、規範意識の向上を図り、将来、地域社会に貢献できる生徒の育成に努めてきました。その成果として、生徒たちには生徒会を中心により良い港中学校を創ろうという行動や活動が随所に見られ、学校全体としてはたいへん落ち着いた状況になっています。

学習面では少人数集団による指導を中心に取り組み、指導方法の工夫改善を図ってきましたが、基礎基本の定着については、家庭学習との関連も含めてさらなる指導の充実が必要です。豊かな心を育むことについては、生徒会活動を中心としてさらに生徒の自主性を発揮させる機会を構築し、道徳心や規範意識についても日々の教育活動を通じて継続的に指導していくことが必要です。

これらのことから、以下に具体的な取組についての考え方を示します。

生徒指導については、現在の生徒の様子や生徒を取り巻く社会の状況を踏まえ、自分を大切にするとともに周囲の友だちの気持ちを考えられる思いやりの心を持った生徒の育成に努めます。

学習面については、よくわかる楽しい授業の実現のため、多角的に深く教材研究を行い、真の意味での学習の楽しさを実感させる授業実践を目指します。学習時間の充実こそが問題行動改善の最善最短の方法であるとともに自尊感情の醸成にもつながることであるという認識で日々の教育活動を行います。加えて、家庭との連携のもと学習習慣の確立に向けての取組を工夫し、生徒一人ひとりの生活の中に家庭学習の時間を定着させ規則正しい生活のリズムを確立させたいと考えています。

徳育面については道徳の時間を中心に全ての学校生活を通して一貫性のある指導を行い、道徳心や規範意識を育みます。知識だけでなく行動や言葉、意識、態度に表れる生徒の育成を目指します。

これらの教育活動を全ての教職員が十分に理解した上で、一人ひとりの生徒を大切にしながら心をひとつにして取り組むこととします。

学校教育目標については、昨年に引き続き『全ての生徒がいきいきと輝くために』とし、サブテーマは『自他共に大切にできる生徒集団の育成』と設定します。

学校教育目標の具現化には保護者・地域の方々の理解と協力が不可欠です。そのために、教職員も日々の努力を惜しまず教育活動に取り組み、教育目標の具現化を図る具体的な取組を日々の教育活動を通して行うこととします。同時に、学校からの情報発信を積極的に行い、保護者、地域、関係機関との連携を充実させながらより良い港中学校を創りあげます。

(1) 学習指導要領に基づき、教育課題の解決に努めます。

学習指導要領に基づき、個々の生徒に応じたきめ細かな学習指導に努めます。「生きる力」を育むという理念についてその意味と必要性を十分に共通理解し、情報化、グローバル化に対応できる「主体的に生きる力」の具現化を図ります。

道徳教育の充実、特別活動や総合的な学習の時間を活用して体験活動の充実を図ります。

「指導と評価の一体化」や「目標に準拠した評価の客観性・信頼性の向上」など評価のあり方について一層の工夫、改善を図るとともに、個別懇談会や学習案内などを通して指導と評価の共有を推進します。

(2) 生徒一人ひとりが興味・関心を持ち、主体的に学習する指導を進めます。

学力の重要な要素である「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」「学習意欲」を育てるため、日々の教育活動の充実を図ります。そのため、十分な教材研究を推進し、毎授業時間のめあての提示や振り返り活動を用いた授業改善に努め、生徒一人ひとりが意欲的に学習に参加するようなわかる授業の実践を行います。

きめ細かな指導を行い、基礎学力と基本的な学び方を身につけさせるよう努めます。一方で、基礎学力の定着が不十分な生徒には、補充学習や個別指導等を行うなど、また習熟度別に工夫を凝らした学習活動を行います。さらに充実した指導を行うために必要な授業時数の確保について年間を通して工夫に努めます。

これらのことでわかる喜びを実感させるとともに、アクティブ・ラーニングの手法も取り入れ、学習の意義を認識させるよう努めます。加えて、家庭との連携を図り学習習慣の確立に努めます。

(3) 人権尊重の精神を培い、命を大切に、人権教育の充実に努めます。特に、自分を大切にすると共に他の人も大切にできる豊かな心を育てる取り組みを進めます。

生徒の人権感覚については、仲間のことを気にかける生徒が増えるなど自分だけでなく他者にも気を配ることができる傾向になってきています。自他の生命を大切に、人の心の痛みを感じることができる生徒の育成に努め、「いじめ」などの根絶を目指します。また、人権教育、道徳教育に力をそそぎ、日常生活における差別や偏見を見抜き、その不合理性について考えることのできる公正・公平な判断力を身につけさせる取組を実践していきます。

(4) 特別支援教育の充実に努めます。

生徒一人ひとりの実態に応じた特別支援のあり方、指導方法の工夫に努めるとともに、相互交流学習を積極的に実施することによって、共に歩む態度の育成に努めます。特に、特別支援教育部会の活動や教育相談を充実させ、通常学級に在籍する支援が必要な生徒についてもその体制を整えます。また、関係生徒の保護者との連携は言うまでもなく、全ての教職員が教科指導への関わりを含め特別支援教育に積極的に関わるように努めます。

(5) きめ細かい生徒指導に努めます。

一人ひとりの生徒理解に努め、温かく、厳しく、粘り強い生徒指導に努めます。とりわけ、学校のきまりについては全教職員が共通認識のもと一致協力し、学校全体として、同一歩調で同一方向に向けて進めていくことに努めます。

また、基本的な生活習慣についても、「是は是、非は非」の考えで家庭とも連携した上でその徹底を図っていきます。具体的には、挨拶指導、清掃指導、給食指導、時間厳守などの徹底に努めます。そのためにも、生徒指導委員会の充実を図るとともに、学年内の横のつながりとともに、学年間の縦のつながりを大切に全校体制で取り組めるよう努めます。

一方で、やすらぎを得ることなどから豊かな心を育てることも大切です。ゆとりのある日常生活の流れとともに、学校の美化や心を豊かにする、音楽活動を充実させ歌声の響く学校を目指します。

加えて、全教職員がそれぞれの立場で生徒理解に努めながら、担任や副担任、部活動顧問、養護教諭等が相互に、あるいはスクールカウンセラーとの連携を有機的に行うことで教育相談活動の充実を図ります。

さらに、問題行動の発生を予防するため、教職員が常に生徒の見守りや生徒一人ひとりの心に寄り添う指導を行う体制を整えます。

(6) 生徒の安全確保に努めます。

全国的には毎年、児童・生徒が被害者として巻き込まれる事件・事故が絶えることがなく、情

報社会の推進に伴い、携帯電話やインターネットを媒介にした問題も発生しています。

まずは生徒自らが自分自身を守るための知識を持ち、意識づけることが大切です。そこで、学級指導や出前講座などを通して正しい知識や判断力を身につけさせます。また、保健指導や講演会などを通して性に関する指導の充実を図ります。加えて、PTA 本部会・理事会・各種部会と連携し保護者対象の「教育講演会」を企画し啓発を図ります。

災害対策については特に津波に対する避難等、より具体的・実践的な訓練を実施するとともに、地域と連携した避難行動が取れるよう努めます。

防犯訓練等についても積極的に取り組むとともに、保護者や地域との連携を円滑に行うために緊急連絡網のさらなる普及に努めます。

緊急時に備えてAEDをはじめ救命救急法について、全校生徒を対象に講習会を実施し、確実な理解等を推進します。

(7) 学級・学年経営を大切にしていきます。

「学習規律」「清掃のきまり」「給食のきまり」など一定の確認事項については全ての生徒が理解・実行できるようにし、港中学校として一貫した「学年経営・学級経営」の確立に努めます。

その上で、学級担任は、一人ひとりの生徒が自分の居場所があると感じられる「心の通う学級づくり」をめざし、個性を生かした取組に努めます。そのため、学級・学年経営に重点を置き、個々の教師や学級の特性を生かしながら、本音を出し合い高め合う中で、協働する指導体制をつくり、学年全体としての取組の充実を図ります。具体的には「学習規律の確立」「清掃活動の充実」「給食活動の充実」について学年組織全体で実践します。

また、学級づくりを進める上で、学校教育目標に関連した学級目標や3年間を見通した学年目標を設定し、その実現に努めます。

(8) 相乗効果をもたらす研修の推進を図ります。

自ら個人研修に努めるとともに、教育目標の具現化に迫る校内研修の機会充実を図ります。これらの研修を積極的に生かし、それぞれの教職員が学び合い高め合う中で、相乗効果により個々の資質向上を図ります。

今年度も、hyper-QU（学級満足度等調査）を基にしたエンカウターの授業実践に努めます。

(9) 家庭や地域社会との連携を強めます。

生徒の指導は学校の教職員だけでできるものではありません。保護者は教職員の最大のパートナーであって、共に生徒の幸せを願って支援する両輪です。このことを、お互いに十分に理解し連携を深めることが生徒指導の充実に繋がります。

学校における教育活動も家庭教育も、また地域の教育力を生かした指導も、すべて生徒一人ひとりがそれぞれの人生をより良くするために行われているという共通認識を持ち、密なる連携を図りたいと考えています。

生徒指導面や基本的生活習慣の徹底、人権教育の進め方等についても、保護者・地域との連携を密にして取り組んでいきます。そのために、保護者アンケートを実施し、必要に応じて学年懇談会を開催します。また、生徒の学習や活動の様子を見ていただく機会として、保護者が参観しやすい授業参観日を実施します。

(10) 教職員の健康管理に配慮し、教職員から元気のある学校づくりを目指します。

過重労働を防止し、勤務時間の縮減を図るため、校務分掌組織の見直しを行い、分掌間の連携を密にし、仕事の効率化、会議の時間短縮などに努めます。また、休暇が取得しやすい校内体制を整え、教職員の疲労回復を促進します。

教職員一人ひとりが参画意識を持ち、仕事の効率化と共に改善への創意工夫を行い、主体的な取り組み方ができる学校づくりを目指します。